

秦野市伊勢原市環境衛生組合栗原一般廃棄物最終処分場維持管理
事業者選定委員会設置要綱

(令和4年4月7日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「二市組合」という。）が栗原一般廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の維持管理事業者を選定するに当たり、栗原一般廃棄物最終処分場維持管理事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、組合長に報告する。

- 2 処分場の維持管理に最も適した事業者を選定する。
- 3 その他事業者選定に必要と認められる事項を行う。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者により組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には二市組合事務局長を充てる。副委員長については、委員長が指名する。
- 3 委員会の会議は、委員長が主宰し、会議を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は委員の過半数の出席がなければ開く事ができない。
- 3 委員会の会議において議決を要する時には、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日からこの要綱の効力が失効する日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、二市組合工場において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月7日から施行し、組合長に検討結果を報告後、事業者と契約締結した日にその効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

団 体 名	職 名
秦野市	環境産業部環境資源対策課長
	上下水道局下水道施設課担当課長
伊勢原市	経済環境部環境美化センター所長
	土木部下水道施設担当課長
二市組合	事務局長
	施設課長
	工場長